

令和2年2月大山町定例農業委員会議事録

1 開催日時 令和2年2月10日（月）午後2時59分から午後4時06分まで

2 開催場所 中山農村環境改善センター

3 出席委員（28人）

会 長	15番	米澤 誠一			
農業委員	1番	高塚 光春	8番	日野 浩一	
	2番	小谷 恵	9番	田中 好道	
	3番	前田 繁昌	10番	川上 英章	
	4番	田中 喬	12番	遠藤 幸子	
	5番	岡田 龍男	13番	山下 一郎	
	6番	高虫 秀樹	14番	岸本 耕二	
	7番	尾古 礼隆			

推進委員	1番	黒見 憲治	8番	岩波 宏承
	2番	渡邊 博文	9番	入江 英之
	3番	大西 繁	10番	佐伯 守
	4番	藤井 元之	11番	大場 兵輔
	5番	林原 春男	13番	野口 稔
	6番	鳥橋 千廣	14番	杉谷 幸秀
	7番	荒松 将志	15番	山根 操

4 欠席委員（2名）（農委11番 江原 宏昭、推委12番 加藤 久和）

5 議事録署名委員の決定（12番 遠藤 幸子、13番 山下 一郎）

6 会務報告（別紙）

7 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 再生利用が困難と見込まれる荒廃農地非農地判断について

議案第4号 非農地証明願いについて

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について

議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画案について

8 報告事項

（1）賃貸借の解約について

（2）その他

9 その他

(1) 定例会の日程について

(2) その他

10 農業委員会事務局職員

局	長	大黒辰信
主	幹	齋木貴敬
事務補助員		山根江利子

1 1 会議の概要

事務局

皆さん、こんにちは。時間がまだ若干早いんですけども、欠席の報告がございました委員さん以外ご出席いただいておりますので、只今から2月の定例農業委員会を開催をしたいと思います。

それでは開会に当たりまして、議長の挨拶をお願いいたします。

議長

こんにちは。久しぶりにこの頃、寒くなってやっと冬らしくなってきたということで、ラジオを聴いてますとですね、桜の花が12日早いとか10日早いとか盛んに言っておりますが、だいたい宮崎と同じような温度だということなので、非常に近年にない温度が高いということなので、ブロッコリーも早めに出て行くというような感じですし、梨を見てますと花も大分咲き始めたかなという感じを受けておりまして、季節が少しずつ早くなってきたのかなということなので、非常に農業環境もですね、変わりつつあるのかなという感じを受けております。

これから温暖化になって、色んな問題点も出てくるんじゃないかなと。こういう作物が良いのかってということも問題になってくるし、植え付けの段階での水田のどういう時期にどう植えたら良いのかってというようなこともだんだん変わってくる時代に入ってくるのかなということなので、色んなことがあります。そのためにですね、皆が努力しながら農地を守っていきながら協力していくということなので、もう何か月ですけども頑張っていけないけんということなので。

この前、視察と言いますか研修をしてきましたが、普通では見ないような所を見たということで非常に良かったです。ちょっと参加者が少なかったですけども、皆さん気持ち良く元気で行って元気で帰ってきたということで、良かったかなと思っております。

よく考えてみますと、申請段階なんかを見ますと農業委員会というかたちでの割り当てみたいなんで区長会で説明されとって、農業委員と推進委員との区別が出来てないのかなと。書いてあっても区長さんたちがまだ解ってないよな、と聞く部分がありまして、区長さんたちから言うと「何だか、よう解らんだけどな」というような意見も出ておりましたけども、今後、あと何か月の間に何らかのかたちが出てくるんじゃないかなと思ってますけども、色々ございますので協力していただきますようお願いいたします。

簡単ですが、始めの挨拶に代えさせていただきます。

議長

それでは議事録署名委員の決定でございますが、12番さん、それから13番さん、よろしく願いいたします。

ちょっと順番が狂いましたけども、今日の欠席の方がですね、農業委員の11番さんと、推進委員の12番さんが欠席でございまして、28名ですので、この会が成立いたしますのでよろしくお願いいたします。

議長
事務局

それでは、会務報告を事務局お願いいたします。

はい。それでは表紙をはぐっていただいて、会務報告をいたします。

【会務報告】

- (1月 6日) ・中山地区農業相談日について。相談件数2件あり。
- (1月10日) ・1月定例農業委員会について。
- (1月15日) ・名和地区農業相談日について。相談件数なし。
- (1月17日) ・令和元年度第3回市町村農地担当部課長会及び農業委員会事務局長等会議について。
- (1月22日) ・常設審議委員会について。
- (1月30日) ・大山町農林水産関係プラン審査会及び農業経営改善計画認定審査会について。

議長

それでは議案に入りますので、よろしくお願いいたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局、ご説明をお願いいたします。

事務局

はい。農地法第3条の規定による許可申請について。下記許可申請について、農地法第3条第1項の規定により議決を求めます。

5件ございます。番号1番、土地の所在、〇〇△△△△-△、畑、1, 473㎡、譲渡人、□□さん、譲受人が◇◇さん、売買でございます。この金額につきましては反当※円ということでございます。番号2番、〇〇△△△△-△、田、174㎡、譲渡人が□□さん、譲受人が◇◇さん、贈与でございます。番号3番、〇〇△△△△-△△、畑、713㎡、譲渡人が□□さん、譲受人が◇◇さん、売買でございます。反当あたり※円の売買でございます。番号4番、〇〇△△△△-△、田、1, 633㎡、譲渡人が□□さん、譲受人が◇◇さん、親子間の贈与でございます。はぐっていただいて2ページ、〇〇△△△△-△、田、267㎡、譲渡人が□□さん、譲受人が◇◇さん、これは全体で※円の売買でございます。

現地につきましては、午前中に現地確認委員と現地を確認しておりますのでご報告のほう、よろしくお願いいたします。

議長

それでは現地確認をよろしくお願いします。

番号1番と2番を農委8番委員さん、よろしくお願いいたします。

農委8番委員

はい。本日、午前中に8番と農委5番委員、推委5番委員と事務局、計4名で現地確認をしてまいりました。

番号1番、畑でございますけども、ここは芝畑でございまして刈り取った跡が見られるということで管理されておりました。

続きまして2番ですが、こちらが山陰道に面しておりまして、三角地の狭い所でございますが、現状は短い草が生えておりましたけども管理されていたという節がございます。

議長 次は推委5番委員さん、3番をお願いいたします。

議長 農委5番委員さん、よろしくお願いします。

議長 現地確認の説明がございましたが、何かご質問がありましたら。質問がないようですので、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員賛成ですので、承認いたします。

事務局　はい。議案第２号、農地法第５条の規定による許可申請について。下記申請について、農地法施行令第１５条の規定により審議を求めます。

5 m、縦が5. 8 mということで、高さが3. 7 mございますので隣接の田にあまり影響にならないように田から4 m離して建てるということで、周辺の農地の同意もとってございます。以上です。

続きまして4番に入ります。〇〇の1298-1、田、312㎡、譲渡人が■■さん、譲受人が▲▲さん、これは一般住宅の転用でございます。場所でございますけども、9ページをはぐって下さい。現在、◎◎◎◎◎の◎◎◎◎◎の下側に▼▼▼▼▼がございます。その▼▼▼▼▼と県道の▼▼▼▼▼停車場線とに挟まれた三角地でございます。9ページの右側に書いてございますけども、ここを分筆してですね、一つの田んぼを二つに分けてございます。今回、その分筆した北側のほうに住宅を建てるということでございます。なお、住宅建設を行うにあたって進入路が必要になってきます。その地図に水路と書いてございますが、これは建設課のほうで形状変更の同意をいただいておりますので、進入をしてくるということでございます。図面につきましては10ページに立面図、それから平面図、それから11ページにはこういった施設にするということで描いてございますのでご確認下さい。

なお、現地確認に行っておりますので現地確認の報告のほうをよろしくお願いします。

議長 事務局からご説明がございましたが、現地確認の報告をお願いしたいと思っておりますので、現地確認の農委8番さん、よろしくお願いいたします。

農委8番委員 はい。3ページの番号2番、2筆でございますがいずれも畑でございます、L字型の中に現状は白菜やブロッコリーやキャベツなどの野菜が植えられておりまして、十分に農地として管理されておりました。何ら問題ないと思います。以上です。

議長 現地確認の農委5番さん、3番、4番をお願いします。

農委5番委員 はい。3番の物件については、現況は倉庫や宅地になってまして、その続きで農器具庫、堆肥置場のスペースがありますけど問題ないように思っ
て、従業員の駐車場に関しても、道路に車が置いてあるもので、駐車場をオ
ツケーしなければならないと思います。

それと4番は、▼▼▼▼▼に隣接する三角地でありまして、短い草が生えているものの何ら問題ないと思われます。よろしくお願いいたします。

議長 現地確認のご説明がございましたが、ご質問がございましたら。
ご質問がないようですので、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、承認いたします。

議長 議案第3号、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地非農地判断について、事務局、ご説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案第3号、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地非農地判断について、ということで、6月の終わり頃から始まりました利用状況調査、農地

パトロールから引き継いでずっときておりまして、非農地関係につきましては意向調査を行いまして、その後の最終的な非農地の判断ということで、この度、議案のほうに上程をさせていただきました。

最終的に19ページをはぐっていただきますと、集計表ということで、中山地区、名和地区、大山地区と、田、畑、その他ということで、こちらは登記面積になってます。田の筆数が全部で76筆、畑が228筆、その他ということで山林等になりますが、こちらが12筆ということで、本年度におきましては合計316筆ということで約16haの非農地判断の対象地が挙がったということになります。

今後の予定につきましては、個人さんに非農地の通知のほうをさせていただきまして、それから自然的に農地でなくなったものにつきましては法務局のほうへ、税務課のほうになりますけれども、こちらのほうから地目の変更の申出ということをしてしすし、その他につきましては個人さんで地目の変更をお願いするということになります。以上です。

議長 議案第3号についてですが、番号32番、番号34番、番号55番、番号290番と291番、これを除いて質問があれば。

推委10番委員 推進委員の10番です。

議長 はい。

推委10番委員 この表のですね、所有者名、法務局に登録されている所有者名と住所になってますか。

議長 事務局、説明をお願いします。

事務局 厳密に言いますと、所有者は登記と一致をしておりますが、所有者住所につきましては農家台帳の住所になっておりますので、殆どは一致はしておりますけれども、例えば、昔の方のお名前のものであろうかと思っておりますけれども、そちらの住所につきましては何番屋敷とかそういった表記がございますので、登記とは必ずしも一致はしてないです。農家台帳と一致しているということです。

議長 良いでしょうか。

推委10番委員 ありがとうございます。

議長 はい。その他、ご質問がありますでしょうか。

なければ、今言いました番号を外してですね、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、承認いたしました。

議長 それでは番号の32番、推委4番委員さん（議事参与の制限の為）ちょっと外のほうにお願いします。

(推委4番委員、退室)

事務局 番号32番ですけども、名前が推委4番さんではないんですが、要は相続

権があるということで、権利があるということで今回退出をしていただいております。

議長

これについて、何かご質問がありますでしょうか。
ないようですので、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、承認いたしました。
(推委4番委員、入室)

議長

番号34番の農委4番委員さん(議事参与の制限の為)外のほうへお願いいたします。

(農委4番委員、退室)

34番について、何かご質問がございますでしょうか。
ないようですので、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、承認いたします。
(農委4番委員、入室)

議長

番号55番、農委6番委員さん、(議事参与の制限の為)外のほうへお願いいたします。

(農委6番委員、退室)

番号55番について、何かご質問がございますでしょうか。
ないようですので、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、承認いたしました。
(農委6番委員、入室)

議長

続きまして番号290番と291番、農委10番委員さん(議事参与の制限の為)外のほうへよろしくお願いいたします。

(農委10番委員、退室)

この件について、質問がございますでしょうか。
ないようですので、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、承認いたしました。
(農委10番委員、入室)

議長

議案第4号、非農地証明願いについて、事務局、ご説明をお願いいたします。

事務局

はい。非農地証明願いについて。下記証明について、議決を求めます。
番号2番、土地の所在が〇〇〇△△△ー△、畑、68㎡、申請人が■■さ

んでございます。事由ですけれども、約50年前より宅地として利用しているということで、まず場所を21ページのほうでご説明をいたします。●●●●●●●●から●●●●●●●●に向かう途中に◆◆◆◆さんというお家がございます。そこの一部が既に50年前から家が建っていて、農地ではないと。これは農地パトロールの時に通知を出して、■●さんの方が「そんな土地があったのか」ということで確認をしたところ、お祖父さんの代に◆◆さんの方と土地の交換をされたそうです。◆◆さんが登記をせずに、そのまま■●さんの畑のまま残っていたと。税金も■●さんが払っていたわけですが、そのことが分かって◆◆さんと話をし一刻でも早く非農地ということで◆◆さんの方に渡したいということで、非農地通知を待たずに早くしたいということで、今回、非農地証明願いということで出ております。これにつきましては現地確認委員さんと行っておりますので、報告のほうをお願いいたします。

議長 現地確認委員さんの農委8番委員さん、よろしくお願いします。

農委8番委員 はい。現地はですね、ブロック塀に囲まれておりまして、宅地の横にトタン葺きの小屋が現地に建っておりますので、現状としてはそういう状態でございます。以上です。

議長 今、ご説明がございましたが、何かご質問がございませんでしょうか。ないようですので、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成でございますので承認いたしました。

議長 議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、事務局、ご説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により受理したので議決を求めます。(朗読と詳細；詳細は議案に明記)以上です。

議長 今、ご説明がございましたが番号72番、73番、104番、145番を除いてご質問のある方はお願いいたします。

(農委13番委員、挙手)

はい、どうぞ。13番さん。

農委13番委員 13番です。40ページで番号が122番、先程、局長の方から取り下げということでお話がありましたけれども、取り下げということは申請があったということだと思いますが、設定を受ける者が△△△△営農組合ということになってまして、受ける法人なりではない団体が、農地の貸し借りで農地の受け手となるということがちょっと。普通は人格が無いので契約自体が出来ないんだと思うんですけど、そもそもがこういった団体がなれるんでしょうか。

議長 はい。事務局、説明をお願いいたします。

事務局 はい。今、農委13番委員がおっしゃる通りで、集落営農組合ということで法人格がございませんので、利用権設定は出来ません。これを受けたのが農林部局で受けて挙がってきたときに、これは受けられないでしょうということで取り下げをしていただいたということです。つまり、この集落営農組合というのは作業を請け負うということで成り立っている組合でございますので、法人格があれば利用権設定が出来ますけども、法人格が無いので作業しか出来ないということです。つまり、利用権設定をするとそこを借りて作ったものが、要は借りた人の持ち主になるわけですけども、この集落営農組合というのは、その営農の一部または全部の作業をするだけの話なので、つまり、その収穫物というのは所有者にあるということで、大きくその違いがあります。ですから、法人格が無いので利用権設定は出来ない、作業は出来るけども利用権設定は出来ないということで取り下げをしていただいたという経過がございます。

議長 13番さん、理解が出来ましたでしょうか。

農委13番委員 はい、解りました。

議長 他にございませんでしょうか。

ないようですので、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、承認いたしました。

議長 それでは農委6番委員さん、72番、73番、104番がありますので(議事参与の制限の為)外をお願いいたします。

(農委6番委員、退室)

これについてご質問のある方は。

ないようですので、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員賛成)

全員賛成でございますので、承認いたしました。

(農委6番委員、入室)

議長 番号の145番について、推委6番委員さん(議事参与の制限の為)ちょっと外をお願いいたします。

(推委6番委員、退室)

これについて何かご質問がありますでしょうか。

ないようですので、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員賛成)

全員賛成でございますので、承認いたしました。

(推委6番委員、入室)

議長 議案第 6 号、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定による農用地利用配分計画案について、事務局、ご説明をお願いいたします。

事務局 はい。54 ページから始めます。農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定による農用地利用配分計画案について。農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、照会があったので意見を求めます。(朗読と詳細；詳細は議案に明記) 以上です。

議長 今、ご説明がございましたが、番号 8 番を除いてご質問をお願いいたします。

農委 6 番委員 すみません、6 番です。整理番号 5 番の○○○○○○○さん、確か名前は聞いた覚えはあるんですけども、会社内容を教えていただけませんか。

事務局 ○○○○○○さんですね。前々回ぐらいですね。●●●●さんがお父さんですね。子供さん、若い人がいらっしやってブロッコリー・ネギ等を株式会社を立ち上げてやっているところでございます。これについては前々回のような気がしましたけども。

議長 前にご説明した件でございまして、子供さんが跡を継いで法人を立ち上げたということでございます。

農委 6 番委員 すみません。

議長 他に何かご質問がございせんでしょうか。

ないようですので、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、承認いたしました。

議長 それでは農委 6 番委員さん、(議事参与の制限の為) ちょっと外をお願いいたします。

(農委 6 番委員)

整理番号 8 番について、何かご質問がございせんでしょうか。

ないようですので、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、承認いたしました。

(農委 6 番委員、入室)

議長 次は報告でございますので、後で読んでおいてくださいませ。よろしくお願いいたします。

その他、何かございせんでしょうか。

ないようですので、大きなその他に入りますのでよろしくお願いいたします。

定例会の日程についてでございますが、3月10日、火曜日、午後3時から中山農村環境改善センターのほうでございますが、どうでしょうか。

そのように日程を組ませていただきますので、よろしくお願いいたします。

議長 その他についてですが、何か皆さんでありますでしょうか。
 ちょっと事務局、報告を兼ねてありますのでお願いします。

事務局 【その他】
 ・農業委員・農地利用最適化推進委員ポータルサイトの開設について。
 ・農業委員・農地利用最適化推進委員の募集について。

議長 全体として何かご質問があれば。
 ないということでございますので、2月の定例農業委員会を終了させていただきます。どうも、ありがとうございました。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに記載する。

議長 米澤 誠一

議事録署名委員 遠藤 幸子

議事録署名委員 山下 一郎

：上記議事録は、公開用として大山町個人情報保護条例等の規定により、個人情報を削除したものを掲載しております。また、一部要約等を行い掲載しております。